

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和7年10月14日 (第1回)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	香美市 (392120)
地域名 (地域内農業集落名)	大楠植地域 (談議所・平田・中村・伏原・予岳・前行・油石・植・大法寺・開拓)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	87 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	87 ha
② 田の面積	77 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	10 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	1.0 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

基盤整備を実施していない中山間地域では離農者の発生により休耕地が増えてきたが、水路の通水障害や農地への接道条件等の耕作条件が悪いので新たな耕作者が見つからない。中山間活動組織や多面的機能支払交付金活動組織により遊休農地の発生は防げているが、構成員の高齢化により水路、農道等の共同施設の草刈り等の保全管理の負担も年々大きくなってきているので将来に向けて組織の世代交代が課題となっている。また、鳥獣被害も多くなっている。

基盤整備を実施した地域でも後継者のいない農業者や兼業農家が多く、今後担い手の不足が懸念される。

地域全体で用排水路の老朽化による漏水の問題を抱えており改修が必要であるが、地元や土地改良区の努力だけでは限界になりつつある。

基盤整備を実施していない地域では水路の通水障害に加えて農道も傷みが激しく通行に支障がある。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

農業者や土地所有者の意向を把握しながら、水路、農道等の農業用施設の長寿命化に向けて基盤整備の実施を地域内で調整していく。

農業法人や人・農地プランの中心経営体などの担い手へ関係機関と連携しながら農用地の利用調整を図り集積、規模拡大を進めていく。

中山間活動組織や多面的機能支払交付金活動組織により地域資源の保全管理に努めながら組織の世代交代を図り、事業を継続していく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。

(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	14	%	将来の目標とする集積率 15 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
担い手が利用する農地面積の団地数及び面積は、43個所、平均29a(令和6年度時点) 団地数の半減及び団地面積の拡大を進める。(令和16年度)			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
農地中間管理機構を活用して、人・農地プラン中心経営体など担い手の団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方法
農地の貸付希望者に対し、機構への貸付けを促進し、担い手の意向を踏まえながら集約化を図っていく。
(3)基盤整備事業への取組
農業者や土地所有者の意向を把握しながら、水路、農道等の長寿命化のための基盤整備事業の活用を進めていく。 大型の農業用機械で作業できるように区画の拡大など、作業の効率化が図れる基盤整備事業の活用を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
中山間活動組織や多面的機能支払交付金活動組織と連携しながら地域資源の保全管理に努めていく。 地域で離農者が発生した場合、JA、県振興センター、農業大学校など農業関連機関に対して、離農者の圃場やハウス等の施設情報や保有する農業用の機械などの情報を発信し、関係機関を通じて新規就農者や入り作農家の確保を図っていく。 農業者仲間で団体を組織し、大規模に稲作を展開することで所得向上が図れるような体制づくりを模索していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
中山間活動組織や多面的機能支払交付金活動組織で農作業が受託できるよう地域で育成し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和16年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農		施設小ネギ・露地青ネギ	2.0 ha	ha	施設小ネギ・露地青ネギ	2.3 ha	ha	2	
認農		ユズ・水稻	1.1 ha	ha	ユズ・水稻	1.1 ha	ha	12	
認農		露地ショウガ・露地ニンニク・水稻	0.5 ha	ha	露地ショウガ・露地ニンニク・水稻	0.5 ha	ha	18	
認農		施設小ネギ・水稻	1.8 ha	ha	施設小ネギ・水稻	2.1 ha	ha	30	
認農		施設小ネギ・水稻	1.2 ha	ha	施設小ネギ・水稻	1.4 ha	ha	37	
認農		露地青ネギ・水稻	1.4 ha	ha	露地青ネギ・水稻	1.4 ha	ha	39	
認農		施設小ネギ・水稻	0.8 ha	ha	施設小ネギ・水稻	0.9 ha	ha	55	
認農		施設ニラ・露地ニラ・水稻	0.3 ha	ha	施設ニラ・露地ニラ・水稻	0.3 ha	ha	57	
認農		施設ニラ・露地ニラ	0.1 ha	ha	施設ニラ・露地ニラ	0.1 ha	ha	84	
認農		酪農・飼料作物	1.1 ha	ha	酪農・飼料作物	1.1 ha	ha	135	
認農		水稻・WCS・キャベツ	2.0 ha	ha	水稻・WCS・キャベツ	2.1 ha	ha	159	共同申請者:1名
認農		施設小ネギ・露地青ネギ	0.1 ha	ha	施設小ネギ・露地青ネギ	0.1 ha	ha	165	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	12経営体		12.4 ha	0 ha		13.4 ha	0 ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者（農協を除く）は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	神通寺地区営農組合	耕起・代かき・田植え・稲刈・脱穀・耕耘・除草	水稻・飼料用米

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

- 注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
- 注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
- 注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

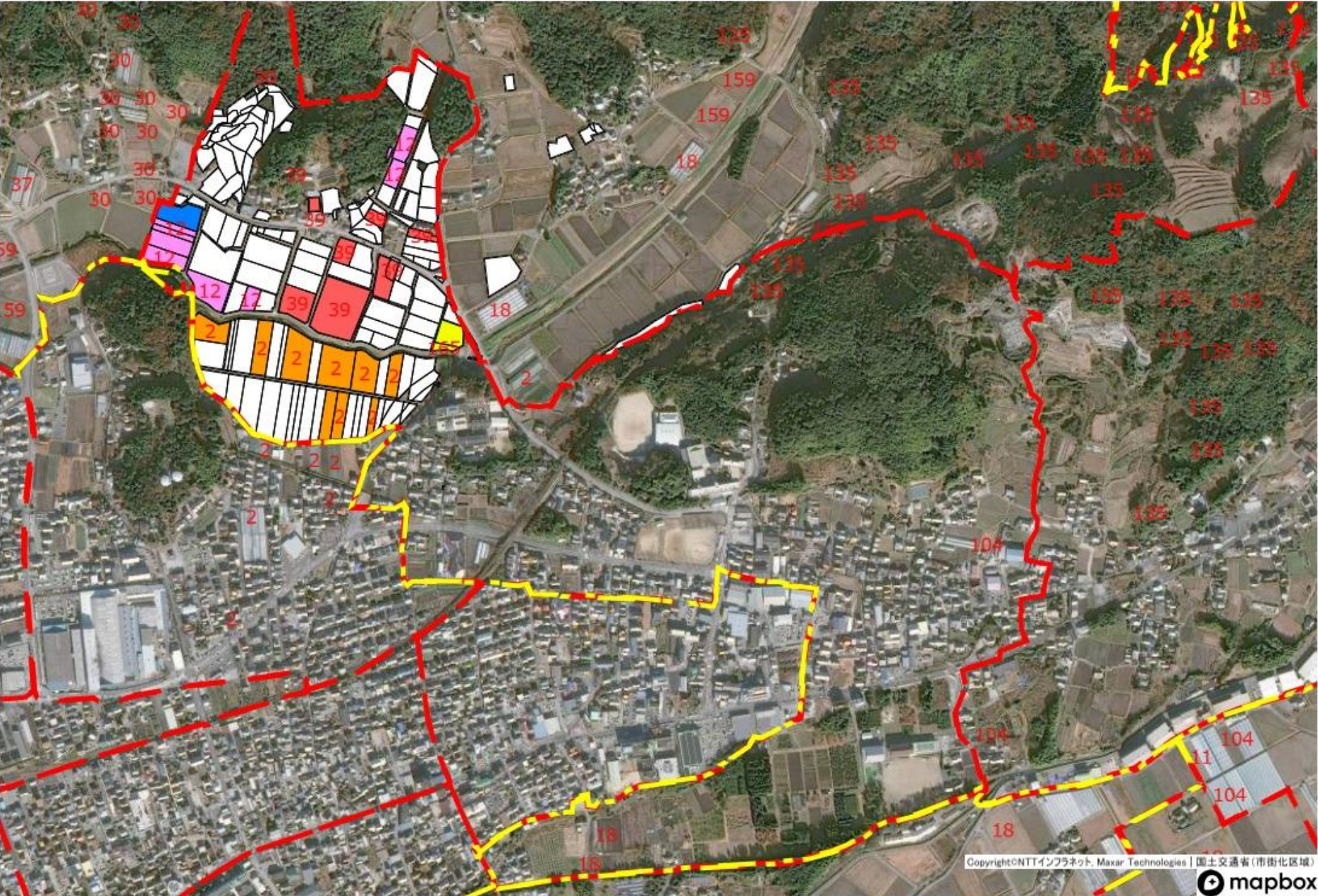
(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合、氏名を削除するなど配慮してください。

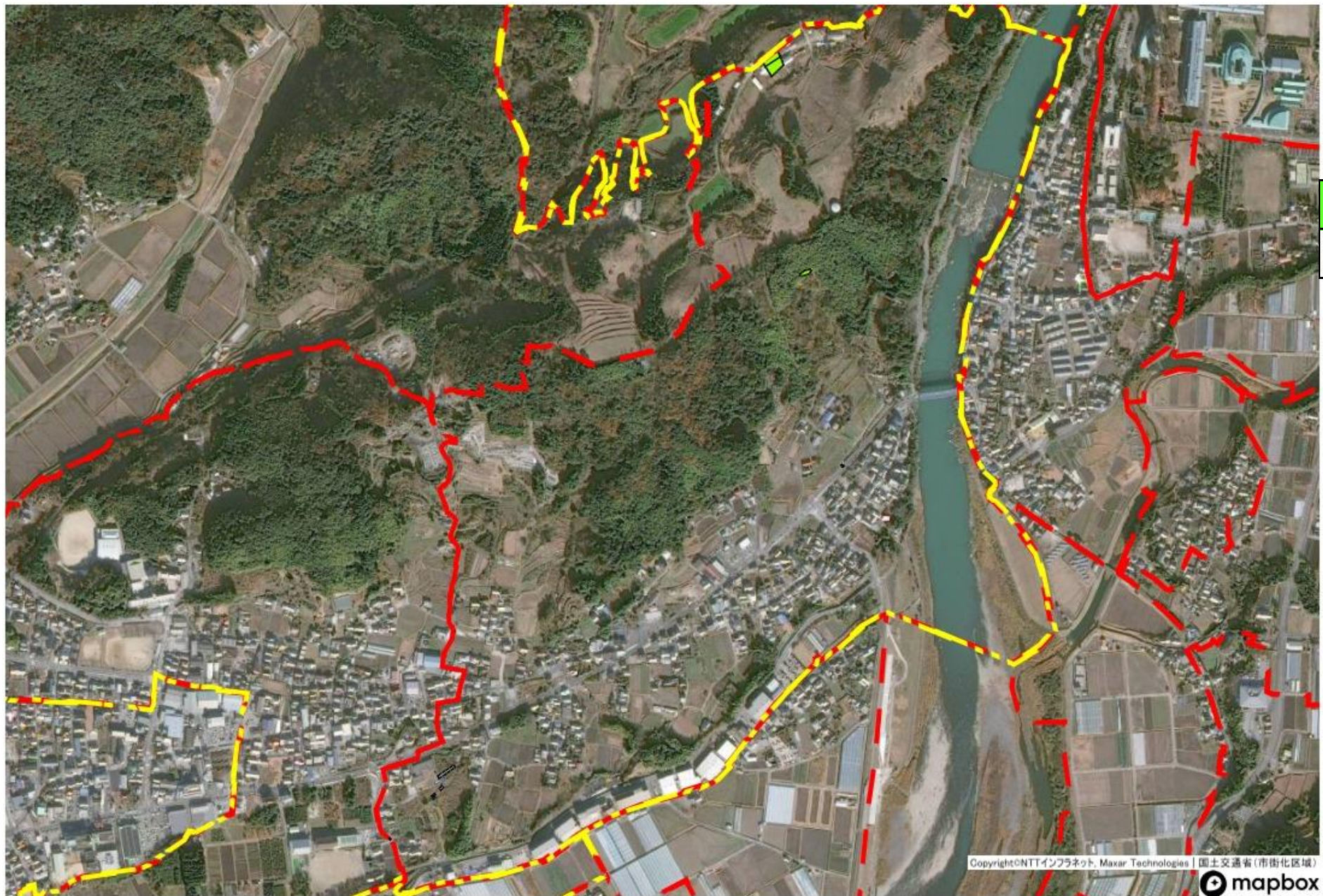
必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

大楠植地区：楠目①（伏原・中村・前行）



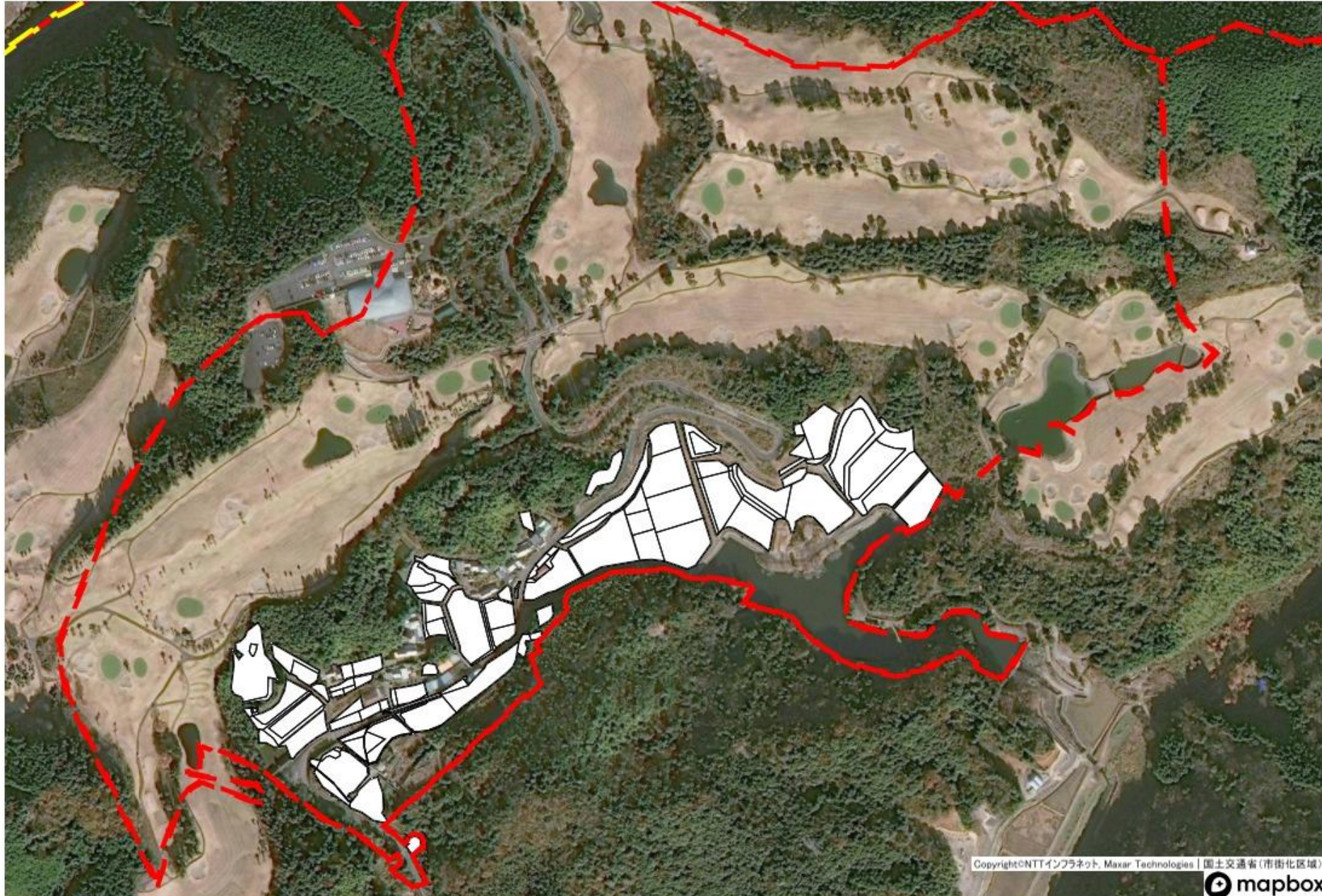
	2
	12
	30
	39
	135
	165
	今後検討

大楠植地区：楠目②（談議所・内田・平田）



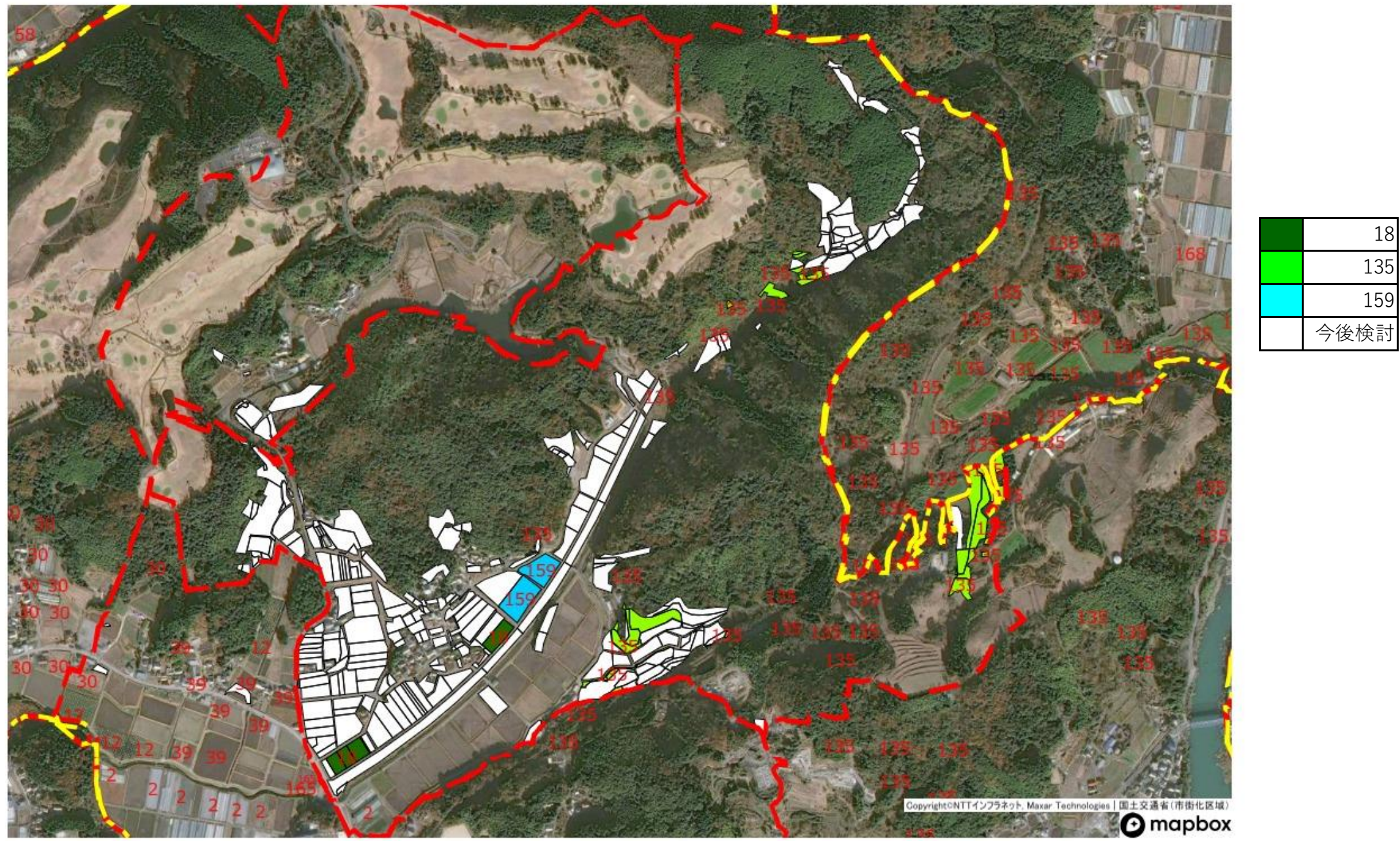
	135
	今後検討

大楠植地区：楠目③（油石）

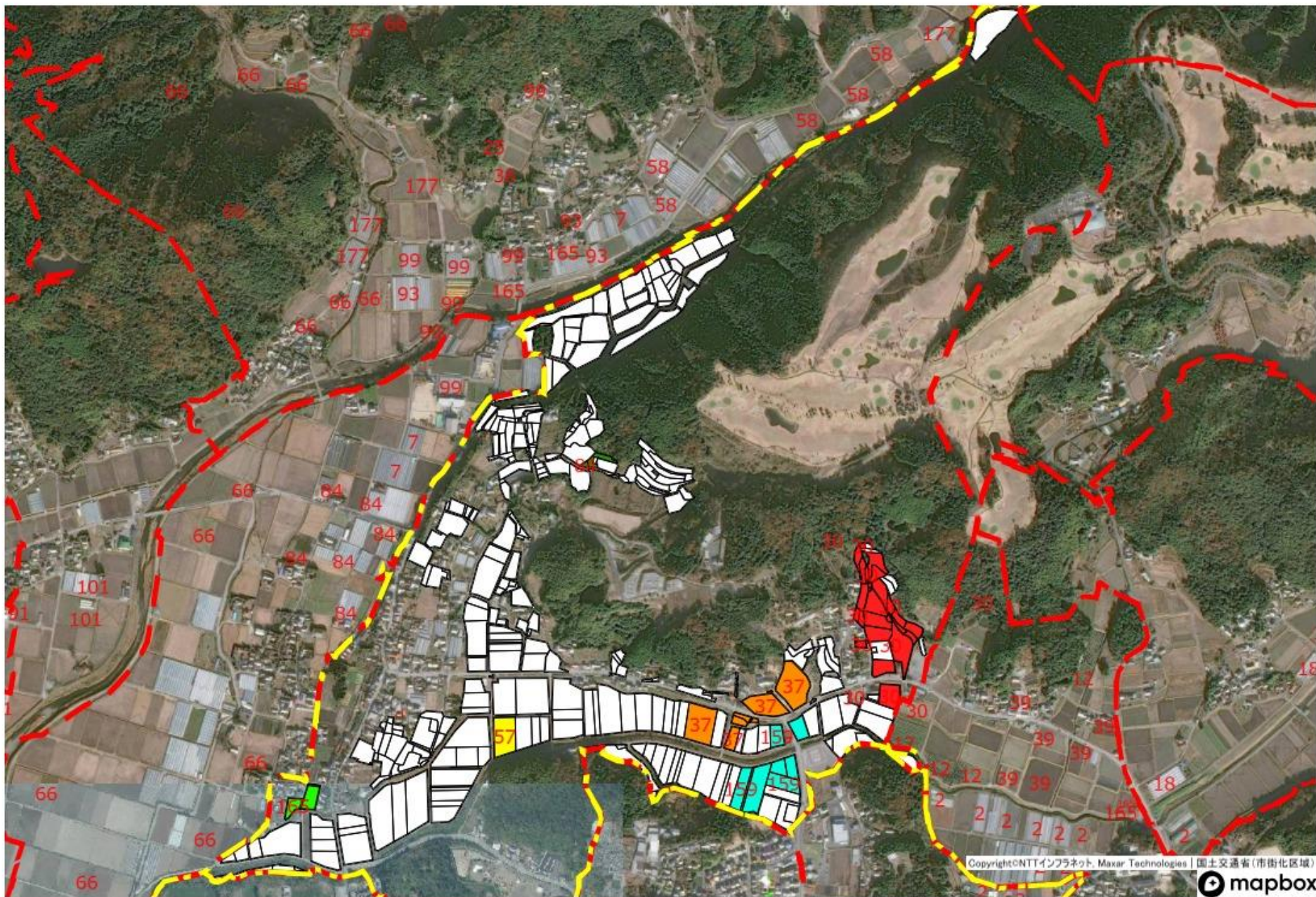


	今後検討
--	------

大楠植地区：土佐山田町楠目④（予岳）

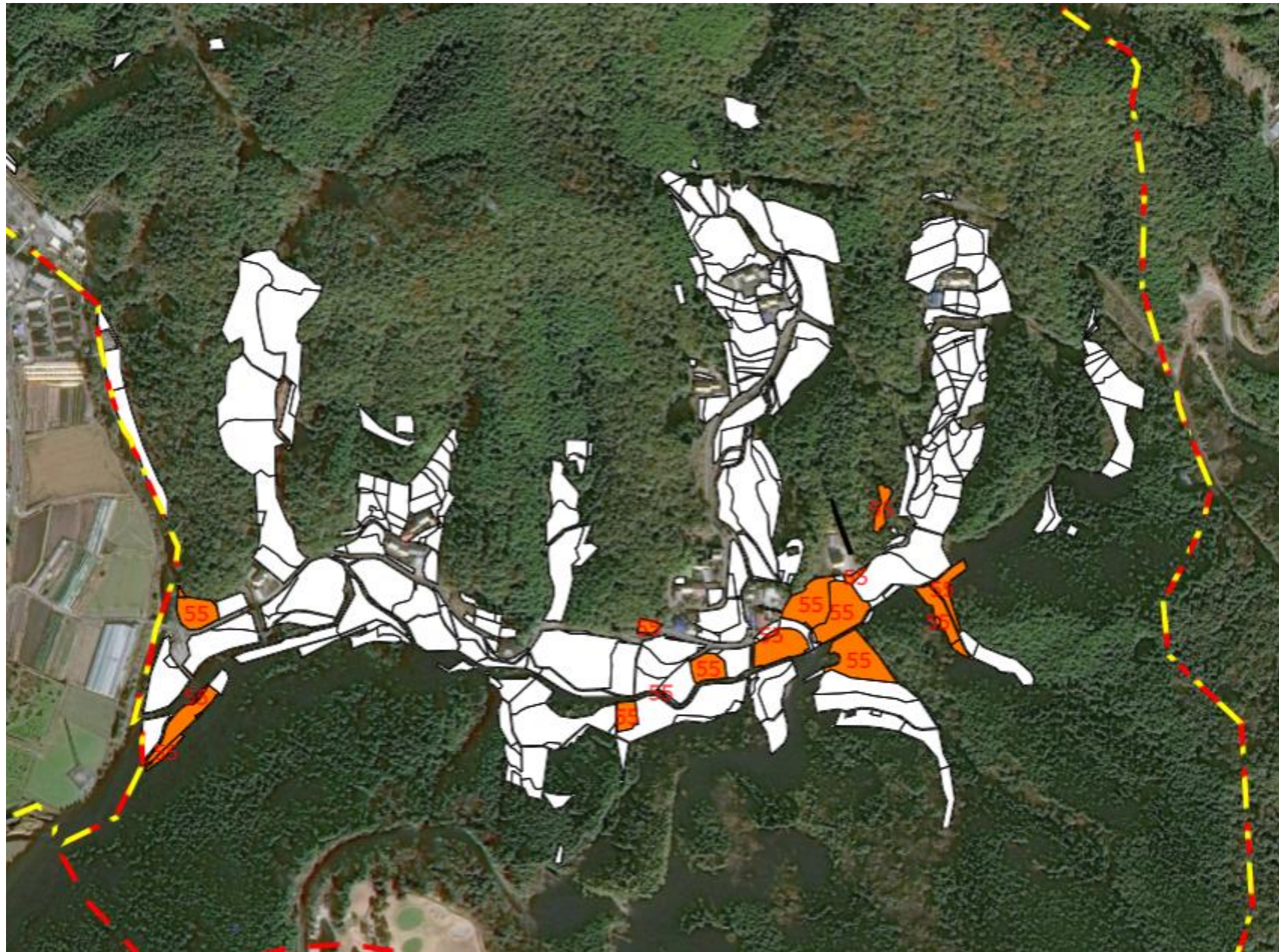


大楠植地区：植



	30
	37
	57
	84
	159
	165
	今後検討

大楠・植地区：大法寺



	55
	今後検討